

平成16事務年度中小・地域金融機関向け監督方針

．基本的考え方

中小・地域金融機関については、現在、「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」(以下「アクションプログラム」という。)に基づき、中小企業金融の再生及び地域経済の活性化を推進するため、平成16年度を地域金融の「集中改善期間」の最終年度として、リレーションシップバンキング(間柄重視の地域密着型金融)の機能強化等を図っているところである。また、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」においては、平成17年度及び平成18年度(「重点強化期間」)を対象とした「金融重点強化プログラム」(仮称)を平成16年末を目途に策定することとされており、特に地域金融については、「地域活性化・中小企業再生に貢献する地域金融や中小企業金融の構築」を柱とすることとされている。他方、平成17年度からはペイオフ解禁拡大が予定されている。

こうしたなか、中小・地域金融機関においては、要注意先債権等の健全債権化等の経営支援機能の強化に向けた取組みや、早期事業再生、新しい中小企業金融(担保・保証に過度に依存しない融資への取組み等)といった取組みにおいて、着実な進捗が見られるなど、リレーションシップバンキングの機能強化は確実に図られてきており、また、これら取組みを通じて、中小・地域金融機関の不良債権処理についても、全体的には着実な進展が図られてきている状況にある。

このような状況の下、平成16事務年度においては、)金融機能の安定、)金融サービスの利用者保護、)円滑な金融の確保、といった金融行政の基本的な目的を達成するため、以下の基本的考え方に基づき、新たに策定された「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」に則し、引き続き厳正で実効性のある監督行政を効率的・効果的に遂行する。

金融機関の経営に関する情報を的確に把握・分析し、適時適切な監督上の対応につなげるため、金融機関との健全かつ建設的な緊張関係の下で、定期的な面談

や意見交換等を通じ、金融機関との十分な意思疎通の確保に努める。

私企業である金融機関の自己責任原則に則った経営判断を、法令に基づき検証し、問題の改善を促していく立場にあることを十分に踏まえ、金融機関の業務運営に関する自主的な努力を尊重するよう配慮する。

実効性の高い金融監督を実現するため、検査部局との間で「検査・監督連携会議」や日常的な情報交換等を通じ、十分な意思疎通を確保するなど、それぞれの独立性を尊重しつつ、検査部局との連携の強化に努める。

また、中小・地域金融機関を取り巻く現下の状況に的確に対応するため、特に以下に掲げる事項に重点を置いた適切な監督を行う。

重点事項

1 . 間柄重視の地域密着型金融の着実な推進

地域金融に関する「集中改善期間」の終了に向けて、アクションプログラムに基づき各金融機関が策定した機能強化計画の的確なフォローアップ等を行い、間柄重視の地域密着型金融の着実な推進を図ることにより中小企業の再生と地域経済の活性化に向けた取組みを推進するとともに、不良債権問題の解決を目指す。

その際、中小・地域金融機関(以下「金融機関」という。)の特性等を踏まえつつ、特に以下の点に重点を置いた適切な監督を行う。

(1) 中小企業金融の再生の促進

アクションプログラムに基づき各金融機関が策定した機能強化計画について、中小企業金融の再生を促進する観点から、「集中改善期間」の終了する平成16年度末までに各種取組み(早期事業再生に向けた取組み、担保・保証に過度に依存しない融資等に関する取組み等)が確実に実施され、その定着が図られるよう、機能強化計画の実施状況について、的確なフォローアップを行う。

(2) 経営管理

間柄重視の地域密着型金融を展開する金融機関について、持続可能性を確保し、経営の健全性の維持及びその一層の向上を図る観点から、適切な経営管理を確保する必要がある。このため、経営者の自覚に基づく対応を前提としつつ、今年度から導入することとされた総合的なヒアリング等の有効活用を通じて、取締役会、監査役会等の機能発揮状況等を検証する。

(注) 金融機関の適切な経営管理については、まずは、金融機関の自己責任原則に基づき、自らの内部管理と会計監査人等の適切な外部監査によって確保していくことが重要であり、監督に当たっては、特に金融機関の自主的な努力を尊重するとともに、いやしくも経営への過度な介入となることのないよう配慮するものとする。

(3) 地域貢献

各金融機関の地域貢献に関する情報開示については、その着実な取組みが見られるところであるが、金融機関が果たす地域貢献の内容について、利用者が正しく評価できるよう、引き続き、その充実を図る。また、総合的なヒアリング等の有効活用を通じて、金融機関の地域貢献が当該金融機関の収益力や財務の健全性に与える影響について検証する。

2. 金融機能の安定

金融機関について適切にリスク管理態勢や財務の健全性等を確保し、預金者・利用者の信頼を得ること等により金融機能の安定を図るため、特に以下の点に重点を置いた適切な監督を行う。

(1) ペイオフ解禁拡大に向けた対応

平成17年4月に予定されているペイオフ解禁拡大を見据え、金融機関に対し、より一層の経営基盤強化に向けた取組みを促すとともに、利用者に対する情報提供

の充実や、名寄せのための預金者データの精度の向上を求め、その的確なフォローアップを行う。また、オフサイトモニタリングを通じて、預金動向等の的確、かつ、きめ細やかな把握に努める。

(2) 資産査定、信用リスク管理の厳格化

金融機関の健全性の確保に向け、資産査定の厳格化及び適切な償却・引当の確保の重要性にかんがみ、正当な理由がないにもかかわらず金融機関の自己査定と検査結果の格差が是正されない場合には、引き続き、業務改善命令の発出等を通じ、その是正を促す。また、信用リスク管理の重要性にかんがみ、大口先にかかる与信管理態勢について改善が必要と認められる金融機関については、早期警戒制度（信用リスク改善措置）の的確な運用等を通じて、着実な改善を促す。

(3) 市場リスク管理態勢の整備

最近の金利等の市場動向を踏まえ、金融機関によるリスク量の定量的な分析結果の把握等を通じ、株価、金利等市場の動きにも注視しつつ、金融機関の健全性の確保に努める。このため、有価証券の価格変動等による影響を基準として、市場リスク管理態勢について改善が必要と認められる金融機関に対しては、早期警戒制度（安定性改善措置）の的確な運用等を通じて、着実な改善を促す。

(4) 収益管理態勢の整備と収益力の向上

金融機関の収益管理態勢の整備状況について、総合的なヒアリング等で重点的にモニタリングする。特に、地域において必要なリスクを取り、それに見合った金利設定を行っていくための体制整備（信用リスクデータの蓄積、債務者区分と統合的な内部格付制度の構築、金利設定のための内部基準の整備等）については、各金融機関に対し、積極的に取り組むよう要請したところであるが、その実施状況をオフサイトモニタリング等で適切にフォローアップする。

3 . 利用者保護の確保と利便性の向上

金融サービスの利用者の保護の観点から、検査結果等を活用しつつ、特に以下の点に重点を置いた適切な監督を行う。また、利用者のニーズを掘り起こし、これに対応した商品・サービスの開発・提供に努めることが金融機関に期待される中で、アクションプログラムに基づき、金融機関に対する利用者等の評価に関するアンケート調査を実施し、その結果の公表等を通じて、金融機関全体の利用者利便の向上を促す。

(1) 顧客情報保護態勢の確立

金融機関の営業部店において顧客情報流出が頻発している中で、「個人情報の保護に関する法律」が平成17年4月から全面施行されることを踏まえ、顧客情報の漏洩、流出等を防止するための管理体制（顧客情報へのアクセス管理の徹底、内部関係者による顧客情報の持出し防止対策、外部からの不正アクセスの防御等情報管理システムの堅牢化などの対応を含む。）について、ヒアリング等を通じて重点的な検証を行う。また、顧客情報の漏洩事案が発生した場合はもとより、顧客情報管理態勢について問題が認められる場合には、監督上の厳正な対応を行う。

(2) 預金口座の不正利用等の防止

いわゆるヤミ金融業者等による預金口座を利用した違法な取立てなど、預金口座を利用した悪質な事例や盗難通帳による払出しが大きな社会問題となっていることにかんがみ、預金口座の不正利用の防止等にかかる措置について問題があると認められる場合には、監督上の厳正な対応を行う。なお、預金口座の不正利用に関する情報（具体的には、当該口座に振込みを行うよう、架空請求がなされたとの情報等）について、情報入手先からの同意を得ている場合には、明らかに信憑性を欠くと認められる場合を除き、当該口座が開設されている金融機関及び警察当局への情報提供を速やかに実施する。

(3) 説明態勢及び相談苦情処理機能の充実

主として中小企業向け貸付及び個人保証関係を念頭において、いわゆる「説明責

任ガイドライン」(「与信取引(貸付契約及びこれに伴う担保・保証契約)に関する顧客への説明態勢及び相談苦情処理機能」に関する監督指針)を平成15年7月に公表したこと等を踏まえ、金融機関の顧客への説明態勢及び相談苦情処理機能、並びに、預金者等に対する誤認防止措置の運用について、機能強化計画のフォローアップヒアリング等を通じて重点的な検証を行う。

(4) システム管理態勢の適切性の確保

金融機関の情報システムが高度化・複雑化しているなかで、コンピュータシステムのダウン、誤作動等のシステム障害発生が顧客等に与える影響が大きくなっていることにかんがみ、システム管理態勢について、ヒアリング等を通じて重点的な検証を行う。また、システム障害が発生した場合はもとより、システム管理態勢について問題が認められる場合には、監督上の厳正な対応を行う。さらに、金融機関がシステム統合や新商品・サービスの提供等によりシステム障害の発生が懸念される場合には、システム統合等に向けたスケジュール及びその進捗状況等について、報告徴求等によりの確な把握を行う。

以 上